

これまでの経緯と 需給検証委員会の進め方について

目次

1. 需給検証委員会のミッションと原則	・・・2
2. 今夏の電力需給見通し検討の経緯	・・・6
3. 今後のスケジュールについて	・・・9

1. 需給検証委員会のミッションと原則

1-1. 電力需給の経緯

2011年

2012年

3/11

東日本大震災

3/13

電力需給緊急対策本部立上げ

3/14～3/28

東京電力管内 計画停電実施

5/13

「夏期の電力需給対策について」発表

7/1～9/22 夏期節電期間

7/20

「西日本5社の今夏の需給対策について」発表

7/29

「当面のエネルギー需給安定策」発表

11/1

「今冬の電力需給対策」発表

「エネルギー需給安定行動計画」発表

12/19～3/23 冬期節電期間

4月～5月

需給検証委員会開催

「今夏の電力需給対策(仮)」発表

は電力需給に関する検討会合
 はエネルギー環境会議

関西: ▲6.2%需給ギャップ
→▲10%節電
・大口・小口・家庭: 節電要請

東京: ▲10.3%需給ギャップ
東北: ▲7.4%需給ギャップ
→▲15%節電
・大口: 使用制限令
・小口・家庭: 節電要請

関西: ▲7.1%需給ギャップ(1月)
→▲10%節電
・大口・小口・家庭: 節電要請

九州: ▲2.2%需給ギャップ(1月)
→▲5%節電
・大口・小口・家庭: 節電要請

「エネルギー需給安定行動計画」(11月1日エネルギー・環境会議)(本文 14ページ)

4. より安定的な需給構造に向けた備え

～中略～

これらのリスクを踏まえ、きめ細やかな節電要請なども含めた需要家による省エネ行動の促進や、電力会社による供給力の積み増しを更に追求しつつ、節電の必要量も含め、**来春を目的に、来夏の需給見通しをレビューする。**

また、来夏に向けて、今夏及び今冬の対策の結果の分析を踏まえ、来春を目的に需要家別の具体的な需給対策メニューを提示する。

1-2. 需給検証委員会のミッションと位置付け

需給検証委員会のミッション

今夏の節電目標の検討の基礎となる電力需給見通しについて、**客観性、透明性を担保した適切な検証・提言を行うこと。**

需給検証委員会の位置づけ

電力需給に関する 検討会合

・メンバー

座長 : 藤村官房長官
座長代行 : 枝野経産大臣
構成員 : 総理を除く全閣僚

- 2011年3月13日発足(旧電力需給緊急対策本部)
- 平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震の影響による電力供給不足について、政府としての対応を総合的かつ強力に推進

震災対応として電力需給対策を検討

相互に連携

エネルギー・環境会議

・メンバー

議長 : 古川国家戦略担当大臣
副議長 : 枝野経産大臣、細野環境・原子力担当大臣
構成員 : 藤村官房長官、玄葉外務大臣、平野文科大臣、
鹿野農水大臣、前田国交大臣、長浜官房副長官

- 2011年6月7日発足
- エネルギーシステムの歪み・脆弱性の是正安全・安定供給・効率・環境の要請に応える短期・中期・長期からなる革新的エネルギー・環境戦略の策定

短期のエネルギー需給対策として電力需給対策を検討

依頼

需給検証委員会

・メンバー

座長 : 国家戦略副大臣 座長代行 : 経済産業副大臣 構成員 : 民間委員

今夏の電力需給の見通しについて第三者の視点から客観的に検証

1-3. 検証の原則

検証の原則

【原則1】

国民の視点に立ち、**第3者委員が、客観的に徹底検証する。**

【原則2】

委員会の資料・議事については全て公開し、**透明性の高い検証を行う。**

【原則3】

電気事業法に基づく報告徴収※による情報を活用し、適切な検証を担保する。

※電気事業法(報告徴収関連抜粋)

第百六条 経済産業大臣は、第三十九条、第四十条、第四十七条、第四十九条から第五十二条まで、第五十四条及び第五十五条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、原子力を原動力とする発電用の電気工作物(以下「原子力発電工作物」という。)を設置する者に対し、その原子力発電工作物の保安に係る業務の状況に関し報告又は資料の提出をさせることができる。

2 略

3 経済産業大臣は、第一項の規定によるもののほか、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、電気事業者に対し、その業務又は経理の状況に関し**報告又は資料の提出をさせることができる。**

4~6 略

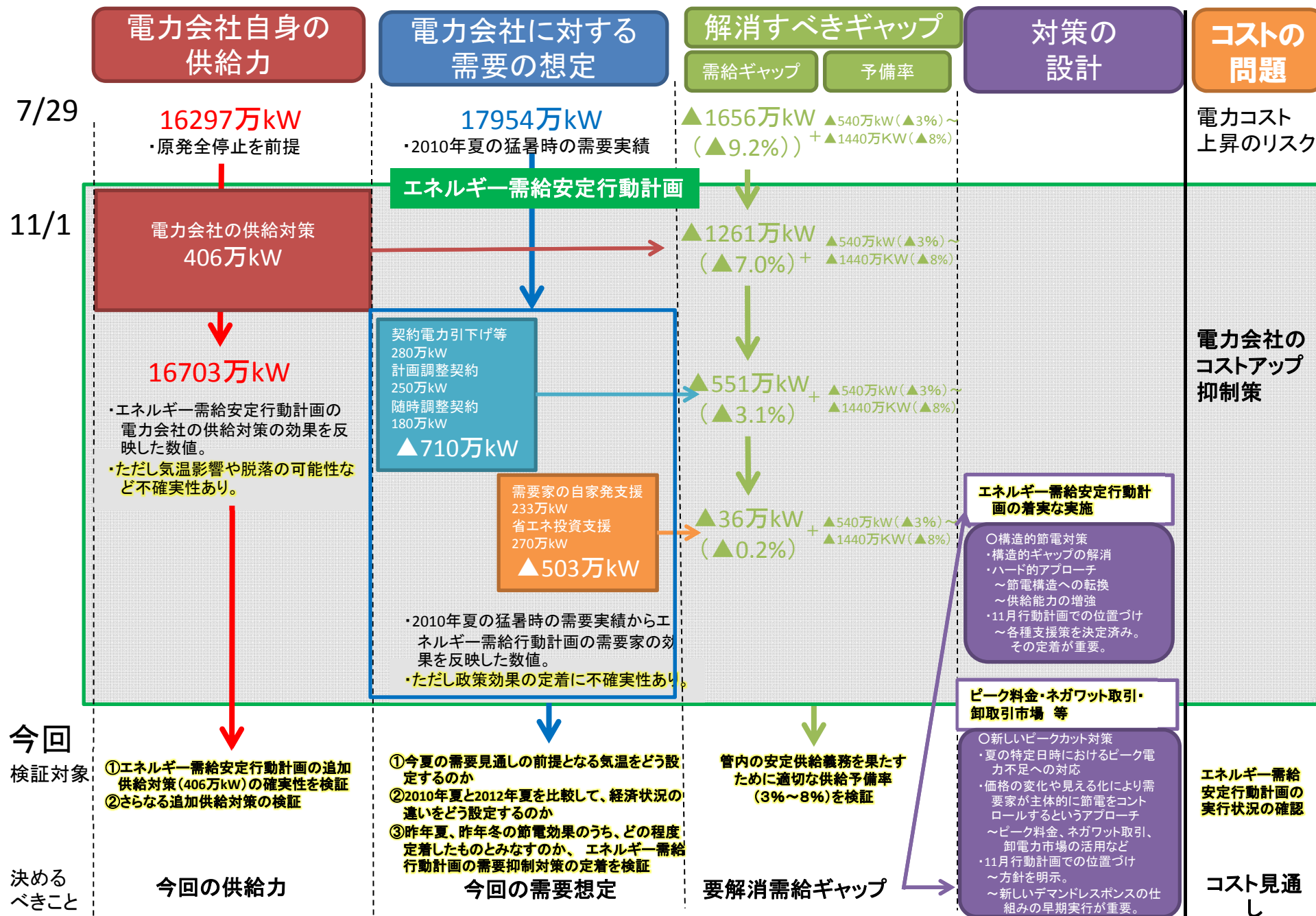
第百二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一~十一 略

十二 第百二条又は第百六条第二項から第四項まで若しくは第六項の規定による**報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者**

2. 今夏の電力需給見通し検討の経緯

2-1. 今夏の電力需給検討の全体像



2-2. 9電力会社の需給見通し

【2011年 7月29日 「当面のエネルギー需給安定策」】

(万kW)	東3社	北海道	東北	東京	中西6社	中部	関西	北陸	中国	四国	九州	9電力
供給力	7,152	474	1,485	5,193	9,145	2,750	2,533	565	1,234	529	1,534	16,297
最大電力需要	7,986	506	1,480	6,000	9,968	2,709	3,138	573	1,201	597	1,750	17,954
供給-需要 (予備率)	▲834 (▲10.4%)	▲32 (▲6.4%)	5 (0.3%)	▲807 (▲13.4%)	▲823 (▲8.3%)	41 (1.5%)	▲605 (▲19.3%)	▲9 (▲1.5%)	33 (2.7%)	▲67 (▲11.3%)	▲216 (▲12.3%)	▲1,656 (▲9.2%)



【2011年 11月1日 「エネルギー需給安定行動計画」※】

(万kW)	東3社	北海道	東北	東京	中西6社	中部	関西	北陸	中国	四国	九州	9電力
供給力	7,640	473	1,462	5,706	9,063	2,716	2,353	585	1,274	547	1,588	16,703
最大電力需要	7,996	506	1,490	6,000	9,968	2,709	3,138	573	1,201	597	1,750	17,964
供給-需要 (予備率)	▲356 (▲4.4%)	▲33 (▲6.6%)	▲28 (▲1.9%)	▲294 (▲4.9%)	▲905 (▲9.1%)	7 (0.3%)	▲785 (▲25.0%)	12 (2.0%)	73 (6.1%)	▲49 (▲8.2%)	▲162 (▲9.3%)	▲1,261 (▲7.0%)

※エネルギー需給安定行動計画の電力会社の供給対策について反映。



【現時点での電力各社の需給見込】

(万kW)	東3社	北海道	東北	東京	中西6社	中部	関西	北陸	中国	四国	九州	9電力
供給力												
最大電力需要												
供給-需要 (予備率)												

今回検証

3. 今後のスケジュールについて

各要素の検証実施予定

討議事項 I 論点の全体像

